

1 川越市国際化基本計画審議会委員名簿

役 職	氏 名	職 業 等
会 長	山田 あき子	東京国際大学 商学部教授
副会長	亀田 道昭	かわごえ国際ボランティアの会 代表
委 員	鐸木 昌之	尚美学園大学 総合政策部教授
〃	清水 俊男	川越市姉妹都市交流委員会 代表
〃	焦 雁	川越市外国籍市民会議 座長
〃	ベリー・ドゥエル	川越セーレム親善協会 会長
〃	筒井 哲朗	公募委員（一般社団法人役員）
〃	藤森 貞花	公募委員（韓国語教室等開催）
〃	エンフバートル・アミナ	東京国際大学 大学生（留学生）
〃	王 一	尚美学園大学 大学生（留学生）

(委員については選出別・50音順)

資料2

2 第四次川越市国際化基本計画策定の経緯

	審議会	検討委員会	その他
平成27年			
3月		第1回(3月16日) ○第四次川越市国際化基本 計画策定について	
4月	第1回(4月24日) ○委員の委嘱 ○会長、副会長の選出 ○諮問 ○国際化基本計画の概要に ついて ○今後の日程について		
7月		第2回(7月9日) ○第四次川越市国際化基本 計画骨子案について	
	第2回(7月17日) ○第四次川越市国際化基本 計画骨子案について		
10月		第3回(10月1日) ○第四次川越市国際化基本 計画(素案)について	
	第3回(10月9日) ○国際化の現状と課題につ いて ○施策の内容(外国籍市民 への支援の充実、国際感 覚に優れた市民の育成) について		
		第4回(10月20日) ○第四次川越市国際化基本 計画(素案)について	
	第4回(10月23日) ○施策の内容(外国籍市民 にも暮らしやすいまちづ くり、姉妹・友好都市交 流の充実)について ○指標について		

11月			庁議（11月10日） ○付議事項「第四次川越市 国際化基本計画」
12月			（11月25日～12月24日） ○「第四次川越市国際化基 本計画（原案）」を公表し、 パブリックコメントを実施
平成28年			
1月		第5回（1月27日） ○第四次川越市国際化基本 計画（最終案）について	
	第5回（1月29日） ○第四次川越市国際化基本 計画（原案）について ○第四次川越市国際化基本 計画（答申）（案）につい て		
2月	市長答申（2月12日）		
			市長決裁
3月			計画策定

3 川越市国際化基本計画審議会条例

平成二十六年十二月十九日

条例第七十七号

(設置)

第一条 国際化基本計画に関する事項について審議するため、川越市国際化基本計画審議会
(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員十人以内で組織し、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委
嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 関係団体の代表者
- 三 前二号に掲げる者のほか、市内に住所を有する者

(任期)

第三条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決す
るところによる。
- 4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、文化スポーツ部国際文化交流課において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 川越市国際化基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の国際化に係る施策の基本的な方向性等を示す国際化基本計画を策定するため、川越市国際化基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 国際化基本計画の策定に関する事項。
- (2) 前号に掲げるもののほか国際化基本計画の策定に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は文化スポーツ部長の職にある者をもって充て、副委員長は国際文化交流課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表1に掲げるものをもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(検討部会の設置)

第6条 計画の内容について検討するため、別表2に掲げる課等の職員による検討部会を置く。

- 2 検討部会は、国際文化交流課長が招集し、会議の議長となる。
- 3 検討部会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化スポーツ部国際文化交流課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(平成26年11月12日 市長決裁)

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

広報室長、政策企画課長、オリンピック大会準備室長、職員課長、防災危機管理課長、市民活動支援課長、市民課長、文化芸術振興課長、観光課長、教育総務課長、中央公民館長、中央図書館長、学校管理課長、教育指導課長、教育センター所長
--

別表2（第6条関係）

広報室、政策企画課、オリンピック大会準備室、職員課、防災危機管理課、市民活動支援課、市民課、文化芸術振興課、観光課、教育総務課、中央公民館、中央図書館、学校管理課、教育指導課、教育センター
--

資料5

5 過去10年間の川越市外国籍市民数の推移

(単位：人)

No	国名	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1	中国	1,363	1,374	1,462	1,543	1,583	1,759	1,835	1,827	1,857	1,912
2	フィリピン	689	694	713	727	655	644	651	599	608	645
3	ベトナム	48	67	64	77	86	86	100	155	369	618
4	韓国及び朝鮮	619	615	607	615	640	644	621	580	545	546
5	ブラジル	706	586	607	620	576	530	501	442	401	373
6	ネパール	9	26	42	80	82	125	132	205	239	308
7	ペルー	321	300	288	271	241	220	204	181	165	144
8	タイ	126	114	124	123	105	97	96	113	100	114
9	台湾※	-	-	-	-	-	-	-	72	106	111
10	米国	119	107	122	121	82	93	83	72	86	102
11	インドネシア	29	30	36	38	32	29	26	42	51	63
12	パキスタン	51	49	59	63	49	46	45	37	51	55
13	インド	13	18	14	26	39	32	30	28	39	40
14	スリランカ	31	34	30	32	30	29	31	16	24	32
15	マレーシア	21	21	14	18	17	20	19	20	22	25
16	モンゴル	17	21	22	25	38	31	30	17	14	24
17	英国	44	42	40	33	36	36	31	27	23	23
17	フランス	14	14	15	20	22	23	25	22	22	23
19	ミャンマー	5	10	11	10	13	14	19	19	12	22
20	バングラデシュ	30	29	30	25	17	15	16	12	17	21
	その他	300	292	274	294	262	267	281	268	263	284
	外国籍市民総数	4,551	4,443	4,574	4,761	4,605	4,740	4,776	4,754	5,014	5,485
	国籍数	73	72	74	75	74	74	77	70	75	79
	川越市人口	332,751	333,360	334,988	337,763	340,529	343,276	345,296	347,010	348,723	349,388
	外国籍市民割合	1.36%	1.33%	1.36%	1.41%	1.35%	1.38%	1.38%	1.37%	1.43%	1.57%

※平成23年度まで「台湾」は「中国」に含まれていた。

※各年とも年度末(3月31日)での登録者数。